



令和6年8月2日

構成会員 殿

(公社)鹿児島県茶業会議所

会頭 柚木 弘文

### かごしま標章茶審査要領の変更について

かごしま標章茶審査要領を下記のとおり改正しましたので、通知します。

なお、先に通知しました（鹿茶会議所第43号「かごしま標章茶審査会の開催について」）令和6年9月12日に開催する審査会から変更後の審査要領を取扱うこととします。

また、今回の変更において、先に指定された銘柄の抜取審査も変更後の審査要領を取扱うこととします。

### 記

- 1.変更内容 : 「かごしま標章茶」の認定に係る有機茶の取り扱いについて追加。
- 2.新旧対照表 : 別紙のとおり

かごしま標章茶審査要領の変更について

変更案	現行
<p style="text-align: center;">かごしま標章茶審査要領</p> <p>1 申請のあったかごしま標章茶は、この要領によって審査を行うものとする。</p> <p>2 かごしま標章茶の規格基準見本は審査員の合意によって、定める。</p> <p>3 かごしま標章茶の指定を申請しようとするものは、茶業会議所に標章茶指定申請書(別記様式1)によって申込みするものとし、審査見本は1点につき100gを提出するものとする。</p> <p>4 かごしま標章茶の審査は、審査員の合意によって判定する。申請者は、審査の判定に異議を申し立てることはできない。</p> <p>5 かごしま標章茶の審査は、7のかごしま標章茶審査基準に基づき比較審査を行い、規格基準見本に対して合計得点が80点以上のものを合格品とする。 <u>なお、有機茶(又は有機栽培)と表示するものにあつては、審査の合計得点に 10 点を加点し、加点後の合計得点が、80点以上のものを合格品とする。</u></p> <p>6 茶業会議所は、必要に応じ審査合格見本茶と現荷の照合のため、抜き取り審査をすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">かごしま標章茶審査要領</p> <p>1 申請のあったかごしま標章茶は、この要領によって審査を行うものとする。</p> <p>2 かごしま標章茶の規格基準見本は審査員の合意によって、定める。</p> <p>3 かごしま標章茶の指定を申請しようとするものは、茶業会議所に標章茶指定申請書(別記様式1)によって申込みするものとし、審査見本は1点につき100gを提出するものとする。</p> <p>4 かごしま標章茶の審査は、審査員の合意によって判定する。申請者は、審査の判定に異議を申し立てることはできない。</p> <p>5 かごしま標章茶の審査は、7のかごしま標章茶審査基準に基づき比較審査を行い、規格基準見本に対して合計得点が80点以上のものを合格品とする。</p> <p>6 茶業会議所は、必要に応じ審査合格見本茶と現荷の照合のため、抜き取り審査をすることができる</p>

7 かがしま標章茶審査基準は次のとおりとする。

(1) 規格基準

区分	基準	点数
外観	若芽が丸く、細くよれて、よく伸び、形が揃ってきれいなもの。鮮緑色で、つやがあり、揃ったもの。	20
水色	やや淡黄色、透明で深みがあり、きれいなもの。	20
香気	高いみる芽香、新鮮香があり、芳香または、清香の高いもの。	30
滋味	濃厚なうま味と、爽快感があるもの。	30
合計		100

(2) 審査方法

ア 品質鑑定は、審査員の官能審査とする。

イ 内質の審査は次の方法により行う。

- ① 水色・香気・味の1点1回の試料茶量目は3gとする。
- ② 浸出は熱湯侵出とし、水色および味の浸出時間は3分間とする

8 その他

(1) 本審査要領を変更しようとするときは、あらかじめ審査会で意見を聞くものとする。

(2) 本要領は、平成 26 年 3 月 1 日から適用する。

(3) 本要領は、令和 6 年 8 月 1 日から適用する。

7 かがしま標章茶審査基準は次のとおりとする。

(1) 規格基準

区分	基準	点数
外観	若芽が丸く、細くよれて、よく伸び、形が揃ってきれいなもの。鮮緑色で、つやがあり、揃ったもの。	20
水色	やや淡黄色、透明で深みがあり、きれいなもの。	20
香気	高いみる芽香、新鮮香があり、芳香または、清香の高いもの。	30
滋味	濃厚なうま味と、爽快感があるもの。	30
合計		100

(2) 審査方法

ア 品質鑑定は、審査員の官能審査とする。

イ 内質の審査は次の方法により行う。

- ① 水色・香気・味の1点1回の試料茶量目は3gとする。
- ② 浸出は熱湯侵出とし、水色および味の浸出時間は3分間とする。

8 その他

(1) 本審査要領を変更しようとするときは、あらかじめ審査会で意見を聞くものとする。

(2) 本要領は、平成 26 年 3 月 1 日から適用する。